

～ 最近増えてます!?! 「歩車分離式信号機」 ～

この数年（個人的にはこの1年くらい）車の運転をしていると、信号が変わるタイミングが変化していることに気づきます。

ふと見ると、**交差点の歩行者信号が“全て青”**に！

これ「**歩車分離式信号**」と言うそうです。

気になったので、今月の記事にしました。日々の交通安全にお役立てくださいませ。

<歩車分離式信号機とは？>

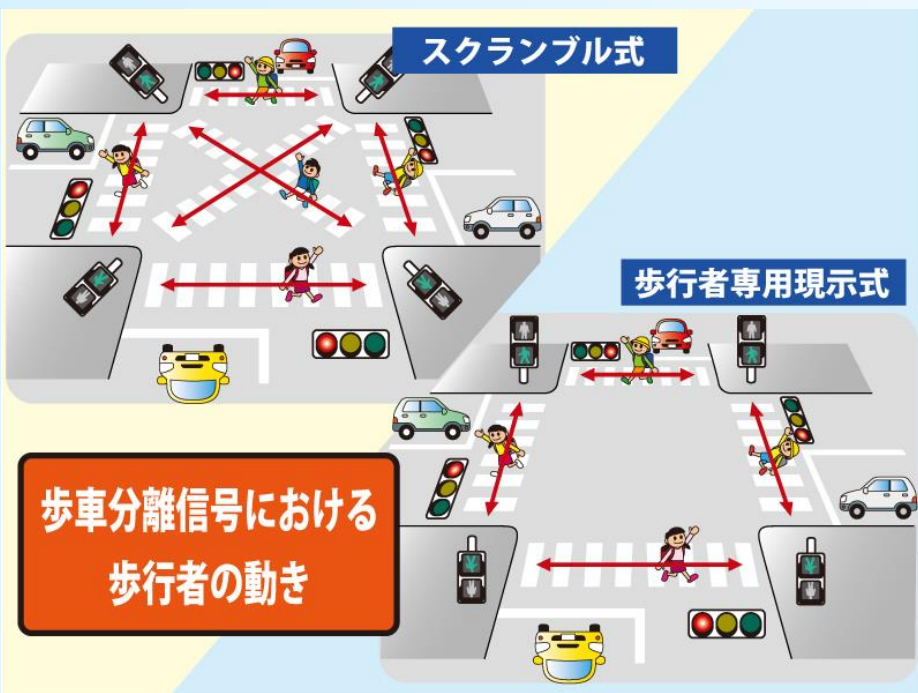
「歩車分離式信号」とは、車両の通過と歩行者の横断が交わらないように、**青信号のタイミングを分離している信号機**のことです。

歩行者が横断中に車両が横切らないように信号を制御するため、交差点の事故を減少させる効果があり、2002年9月に警察庁で「歩車分離式信号に関する指針」が制定され、**全国的に整備が進んでいます**。

歩車分離式信号には、すべての車両を停止させている間に歩行者を横断させて、さらに歩行者の斜め横断ができる**“スクランブル方式”**や、斜め横断ができない**“歩行者専用現示方式（これが主流）”**などがあります。

また、車両用の矢印信号で車両を直進させている間に、**同方向の歩行者を横断させる方式もあります**。（これもよく見かけます）

このほかに歩行者が道路に設置されているボタンを押したときのみ、歩行者信号が青になる**「押しボタン方式」**もあります。



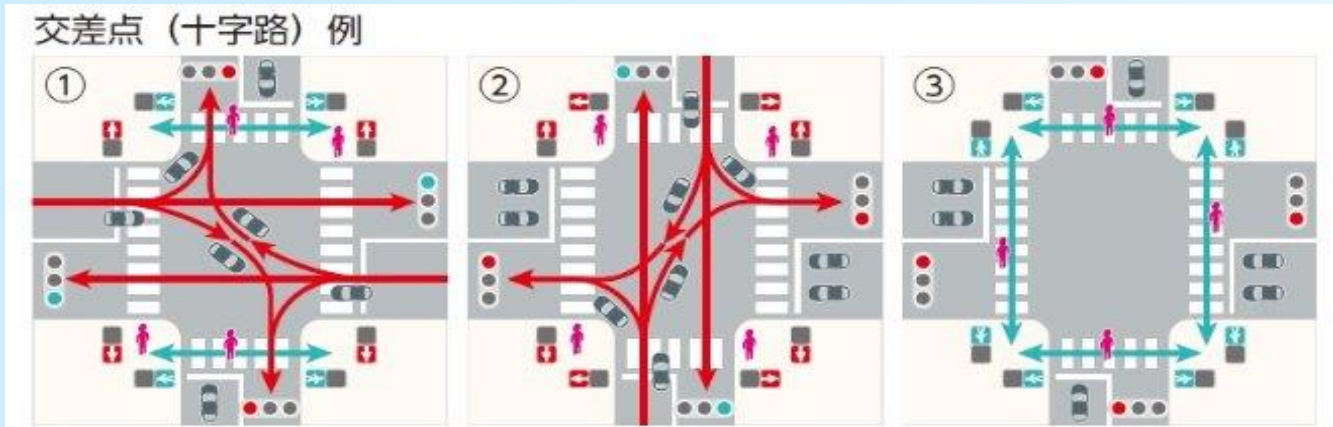
<ちなみに…>

日本におけるスクランブル交差点には諸説ありますが、熊本県警察史によると**1968年（昭和43年）に、熊本県熊本市の子飼交差点が初めてとされています**。

当時の子飼交差点は渋滞スポットで有名で、対策に頭を痛めていた熊本県警察が**外国の例を参考に導入したものだそうです**。

<車、うっかり発進に注意です！>

歩車分離式信号には、車両用信号の脇に「スクランブル方式」や「歩車分離式」などと書かれた補助板が設置されている場合があります。
補助板がある交差点では**進行方向の車両用信号に従い、周囲の車両の流れに配慮して**走行します。



注意点として、**同じ進行方向の歩行者用信号が青になったタイミングで、車両が「うっかり発進」**する可能性があります。

歩車分離式信号では、**歩行者用信号が青になっても、進行方向の車両用信号が青になるとは限りません。**
右左折する場合も矢印信号で指示されることがあるので、**思い込みで発進しないように注意が必要**です。



うっかり発進は歩行者にも言えます。信号待ちの際、**同じ進行方向の車両が発進すると、つられて歩行者も横断する可能性**があります。

その交差点を初めて通行する人は、**歩車分離式信号であることを知らずに横断して**しまう可能性があるため、この点も**注意が必要**です。

<自転車は原則、車両用信号です>

自転車は道路交通法で「**軽車両**」です。車と同類であり、**車道の左側を通行する**必要があります。このため、**原則として自転車は車両用の信号に従って通行**します。
ただし、**<自転車が歩行者用信号で通行できる場合>**があります。

- 1. 歩行者用信号機に「**歩行者・自転車専用**」の標示がある場合。
※歩行者が通行している場合は自転車を降りて通行。
- 2. 歩道に「**自転車通行可**」の標識がある場合（右図）



ご自宅の不具合や 気になることはありませんか？

リフォームのご相談もお気軽に!!

私たちは、土地や建物の仲介のみではなく、**声かけ頂ければ、何でもお役に立てます!**

～土地・建物のよろず屋～

マルヒロ不動産(株)

名古屋市中村区横前町109番地

TEL: 052-413-4628



<https://maruhiro2103.co.jp>